

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特 定 事 業 主 名：岩手県教育委員会

令和8年7月31日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員（教育委員会全体）

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	93.9 %
任期の定めのない常勤職員以外	99.7 %
全ての職員	93.9 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る追加的な情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき一律に決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

（1）役職段階別（教育職員）

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
校長相当職	97.6 %
副校長相当職	96.4 %

（2）勤続年数別（教育委員会全体）

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
36年以上	94.7 %
31～35年	94.8 %
26～30年	93.5 %
21～25年	93.7 %
16～20年	94.6 %
11～15年	93.9 %
6～10年	94.4 %
1～5年	96.5 %

【説明欄（教育委員会全体）】

○扶養手当は世帯主である男性に支給している場合が多い等、手当によっては、男女で支給割合が大きく異なる場合がある。主な手当の支給割合は次のとおりである。

①扶養手当の受給者に占める男性の割合：73.8 %（R8.3現在）

②住居手当の受給者に占める男性の割合：51.6 %（R8.3現在）

③単身赴任手当の受給者に占める男性の割合：76.9 %（R8.3現在）

○時間外勤務（超過勤務）は女性よりも男性の方が長い（多い）傾向にある。

一人当たりの時間外勤務手当の平均支給額は、男性を100とした場合、女性は49.2となっている。

※ 教員（教諭等）は時間外勤務手当の支給がないこと。

※ 会計年度任用職員などの非常勤職員については、週の平均勤務時間を常勤職員の週の勤務時間数で除して得た数により、職員数を常勤換算のうえ算定していること。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
小中学校	28.2 %
県立学校	20.3 %
事務局	8.7 %

※管理的地位：学校においては校長・副校長、事務局においては総括課長級以上

※令和 8 年 5 月 1 日時点

【説明欄】

○小中学校における校長、副校長の各女性割合は下記のとおり。

校長 22.0% 副校長 34.3%

○県立学校における校長、副校長の各女性割合は下記のとおり。

校長 20.0% 副校長 20.5%

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
本庁部長・副部長相当職	12.5 %
本庁課長相当職	7.9 %
本庁担当課長相当職	18.2 %
本庁係長相当職	23.5 %

※事務局における割合であること

※本庁係長相当職は、主査～主任主査級、特命課長を計上

※令和 8 年 5 月 1 日時点

【説明欄】

○上記以外の本庁係員相当職に占める女性職員の割合は40.4%であること。

全庁における女性職員の割合は高くなっており、今後、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合も増加が見込まれる。

Ⅳ 採用した職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
小中学校	66.2 %
県立学校	50.0 %
事務局	48.7 %

V 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分		令和7年度
小中学校	男性	42.9 %
	女性	100.0 %
県立学校	男性	52.1 %
	女性	100.0 %
事務局	男性	80.0 %
	女性	100.0 %
合計	男性	48.3 %
	女性	100.0 %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	— %
女性	— %

2. 男女別の育児休業取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	3.1%	0.0%	—	—
1週間以上2週間未満	6.2%	0.0%	—	—
2週間以上1月未満	52.3%	0.0%	—	—
1月超3月以下	20.0%	2.7%	—	—
3月超6月以下	10.8%	0.7%	—	—
6月超9月以下	3.1%	12.2%	—	—
9月超12月以下	4.6%	22.4%	—	—
12月超24月以下	0.0%	47.6%	—	—
24月超	0.0%	14.3%	—	—

【説明欄】

○岩手県教育委員会特定事業主行動計画「子育て応援・女性活躍推進プラン」において、男性の育児休業取得率を令和12年度までに85%とする目標を定めていること。

○会計年度任用職員の育児休業取得者は男女ともにいなかったこと。

VI 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率並びにそれぞれの休暇の合計取得日数の分布状況

区分	令和7年度
①男性の配偶者出産休暇	80.2 %
②男性の育児参加のための休暇	59.5 %
①②合わせて5日以上取得	46.6 %

VII 職員の勤務時間の状況

1. 管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	19.4 時間/月
内部部局等以外	9.2 時間/月

※事務局における割合であること

2. 管理的地位にある職員以外の職員に占める、超過勤務を命じることができる上限を超えて命じられて勤務した職員の割合

区分	令和7年度
内部部局等	9.4 %
内部部局等以外	0.9 %

※事務局における割合であること

※月45時間を超えて超過勤務をした職員の割合であること

【説明欄】

○県立学校教育職員の時間外在校等時間に係る実績値は下記のとおり。

令和7年度 25.8 時間/月

○県立学校教育職員の月45時間を超えて超過勤務をした割合は下記のとおり。

令和7年度 16.2%

VIII 職員の年次休暇等の取得日数の状況

区分	県立学校		事務局職員
	教育職員	一般職員	
平均取得日数	15.2日	12.7日	12.2日
取得日数が5日以上 of 職員割合	96.0%	86.2%	90.5%

※期間は令和7年1月1日～令和7年12月31日であること

※20日以上付与されたものに限る